

原子力災害時

早いタイミングで避難

原子力災害時、以下の①～⑤に該当の方は

「**施設敷地緊急事態**」で

避難します。



①

避難の実施に
通常以上の時間か
かかる方

②

避難行動により
健康リスクが高
まる方

③

妊婦、授乳婦、
乳幼児などの方

④

安定ヨウ素剤の
服用ができないと
医師に判断された方

⑤

警戒事態において、
保護者に引き渡し
できなかった
園児、児童、生徒

避難開始のタイミング

事態進展のイメージ		①～⑤に該当する方	その他の住民
重大事故に繋がるような 事象が発生	警戒事態	避難の準備	情報収集
放射性物質が放出される 可能性がある事態が発生	施設敷地緊急事態	避難開始	避難の準備
放射性物質が放出される 可能性が高い事態が発生	全面緊急事態	避難継続	避難開始

放射性物質の放出

※事故が発生したからといって、必ずしも放射性物質が放出されているわけではありません。

※避難指示を確認してから避難してください。
避難は原則、自家用車で行ってください。
避難先の候補は、浜松市又は長野県です。

原子力災害時の避難行動
の詳細は、御前崎市ホーム
ページで確認できます。



御前崎市



静岡県



内閣府

1 避難の実施に通常以上の時間がかかる方



● 対象となる方

社会福祉施設へ入所している方・病院へ入院している方・在宅で介護や療養している方。

● 例として

入院中で、避難先が同等の設備・体制を保有する病院等に限定され、その移動手段として特別な車両等を要することから避難の実施に時間を要し、避難を実施することで健康リスクが高まらない方。

● 注意

避難行動要支援者であっても家族や支援者の支援により、通常の時間で避難ができる方は該当しません。

2 避難行動により、健康リスクが高まる方

● 対象となる方

- ①の方のうち、即時に避難することで、健康悪化のリスクのある方は、まずは御前崎市内の放射線防護施設へ一時的に退避していただき、避難先施設との受入調整をした後に避難します。
- 社会福祉施設入所者は、各施設の管理者が定める避難計画に基づき対応します。
- 在宅の方は、参集型の放射線防護施設へ介助者と共に避難します。



放射線防護施設一覧

施設名	種別	所在地
社会福祉法人 賛育会 東海清風園	入所	池新田4094
市立御前崎総合病院	入院	池新田2060
御前崎市総合保健福祉センター	入所・参集	池新田2070
御前崎市役所西館	参集	池新田5585
高松体育館	参集	門屋2060-2
佐倉地区センター	参集	佐倉3617-1
比木体育館	参集	比木2836-5
朝比奈体育館	参集	上朝比奈2681-1
新野地区センター・体育館	参集	新野789-1
社会福祉法人 御前崎厚生会 灯光園	入所	御前崎35-37
ナーシングホーム静養館 御前崎オーシャンビュー	入所	御前崎32-20
御前崎小学校体育館	参集	御前崎3556
白羽地区センター	参集	白羽5403-20
御前崎ふれあい福祉センター（なごみ）	参集	白羽5402-10
白羽小学校体育館	参集	白羽3521-3

3 妊婦、授乳婦、乳幼児などの方

● 対象となる方

胎児や乳幼児(0歳～6歳)は、放射線の影響を受けやすいため、妊婦、授乳婦、乳幼児などの方は早めに避難を開始してもらうことで、被ばくのリスクをより低く抑えます。



4 安定ヨウ素剤の服用ができないと医師に判断された方

● 対象となる方

安定ヨウ素剤の事前配布会場や、かかりつけ医において、安定ヨウ素剤の成分またはヨウ素に対し過敏症の既往歴のある方などで、服用できないと医師に判断された方。



安定ヨウ素剤

5 警戒事態において、保護者に引き渡しできなかった園児、児童、生徒

● 対象となる方

在園・在校中に、重大事故に繋がるような事象が発生し「警戒事態」となった時は、保護者へ引き渡しを開始します。原子力災害が進展し「施設敷地緊急事態」となった時に、引き渡しが出来ない園児・児童・生徒については、教職員の引率などにより、園・学校単位で早めの避難を開始します。



避難行動要支援者を地域で守ろう



市では、災害が発生した時、または発生のおそれのある時に、避難の支援が必要な方の支援や安否確認が速やかに行われるように、災害時避難行動要支援者名簿の作成及び更新を行っています。

この名簿は、対象者本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供します。また、同意が得られなかった方についても、災害発生時に生命または身体を保護するために、市が必要と判断した場合には、避難支援等関係者に情報提供することとしています。

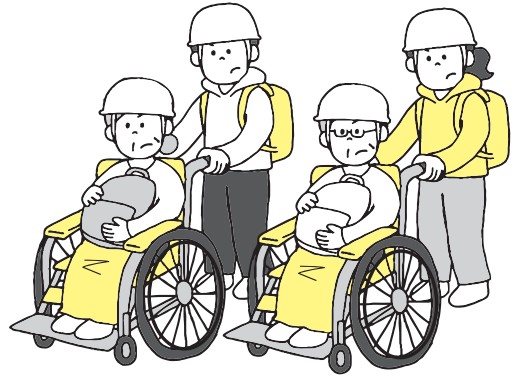
災害時避難行動要支援者名簿の中には、放射線防護施設への避難の有無も記載します。名簿の作成にご協力ください。

避難行動要支援者名簿への登録によって、災害時の支援が保証されるものではなく、避難支援等関係者が法的な義務を負うものではありません。

常に災害への備えを忘れず「自分の身は自分で守る」という意識を持つとともに、日頃から周囲の方々との良い関係を作るよう心がけてください。

災害発生直後は、公的機関が行う活動「公助」には、限界があるため、地域が協力して助け合う「共助」が重要になります。地域の中で、手助けが必要な要支援者がおられましたら、地域での助け合いをお願いします。



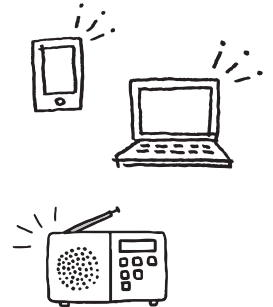
よくある
ご質問

Q 放射線防護施設には誰が避難してもよいのですか？

A 長距離・長時間の避難が想定される中で、即時に避難することで健康を害するおそれのある方など、資料中の②避難行動により、リスクが高まる方が介助者と共に避難します。また、市では、災害時避難行動要支援者名簿を作成の際に、放射線防護施設への避難者の把握もしていますのでご協力ください。

Q 避難準備開始や避難開始はどのように連絡されるのですか？

A 原子力災害の情報は、御前崎市から同報無線や緊急速報メール、テレビ・ラジオ・広報車などにより、お知らせします。御前崎市では、避難受入先と連携して、避難指示を出します。避難指示が出る前に避難しても、避難受入先で受け入れができませんので注意してください。また、地震との複合災害の際は、道路状況も確認して避難可能となった際に、避難指示を出します。



Q 避難先の情報はどのように連絡されるのですか？

A 御前崎市で配布している、原子力防災広域避難ガイドマップや防災ガイドブック、市ホームページ、静岡県原子力防災ポータルからも確認いただけます。



静岡県原子力
防災ポータルサイト



お問合せ先

御前崎市 危機管理部 危機管理課
電話 0537-85-1119

原子力災害時の避難行動
の詳細は、御前崎市ホーム
ページで確認できます。

